大阪・光の饗宴実行委員会負担金の使途の明確化　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当課：府民文化部　都市魅力創造局　魅力づくり推進課

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 監査の結果 |
| １　大阪府が実施していた「御堂筋イルミネーション」と大阪市が実施していた「ＯＳＡＫＡ光のルネサンス」をコアプログラムとして、市内の８つのエリアと光のプログラムを繋げる御堂筋のイルミネーション事業を実施する「大阪・光の饗宴実行委員会（以下「実行委員会」という。）」に対し、大阪府・市がそれぞれ負担金を支出している（平成25年度　府122百万円・市100百万円）。  ２　実行委員会は大阪府知事、大阪市長、関西経済連合会、大阪商工会議所及び関西経済同友会のトップで構成される審議・承認機関であり、「大阪・光の饗宴実行委員会幹事会（以下「幹事会」という。）」で企画・検討された方針に基づき「大阪・光の饗宴実行委員会推進事務局（以下「推進事務局」という。）」が事務処理を行っている。  　　推進事務局のメンバーは大阪・光の饗宴実行委員会事務局規程により定められており、大阪府・市・民間それぞれの担当者が加わっている。  推進事務局の支出事務は、大阪府・市及び公益財団法人大阪観光コンベンション協会（以下「コンベンション協会」という。）の三者が担当している。事業費の支出に当たっては、三者それぞれが支出の稟議書を作成し、幹事長（大阪市経済戦略局理事）の決裁を受けた後、実際の支出及び経理事務についてはコンベンション協会の事務局が実施している。  ３　大阪府・市から支出される負担金については、大阪府・市がそれぞれ事業実施に必要な金額を積み上げた上で予算を作成しているため、負担割合は一定ではなくそれぞれの予算に応じた金額である。  　　負担金の精算額は、大阪府・市それぞれが担当する事業費に共通費用を按分することにより算出している。  　　大阪府の担当者は、実行委員会から提出される精算報告書及びその添付書類である収支決算書を確認することにより、精算確認を行っている。  ４　実行委員会の監事が実施する監事監査に大阪府の職員も立ち会うことで、支出のモニタリングを行っている。 | １　本事業は、大阪府・市が事業に必要な経費をそれぞれ負担するとともに、民間からの協賛金や事業収入を充て賄う事業である。平成25年度の精算報告書では府の負担金122百万円が総額で同額（残金ゼロ）精算されており、事業に必要な経費をそれぞれがどのように按分して負担し、精算したのかが明らかになっていない。  なお、大阪・光の饗宴実行委員会の平成25年度収支決算書では、剰余金として6,683,286円が発生している。  ２　大阪府は本事業に負担金を支出し、実行委員会の精算状況を確認する立場にあるが、大阪府において精算確認を行っている担当者が、推進事務局で経費を支出する際の担当者にもなっている。 | 【改善を求めるもの（意見）】  大阪府の負担金支出についての府民への説明責任を果たすためにも、個々の経費に係る負担按分の考え方がわかる資料を残し、精算に至る過程を明確にされたい。  また、実行委員会に対する負担金支出の公正性を担保するため、大阪府と推進事務局の担当者を明確に分離し、適切な事務執行となるよう取り組まれたい。 |

|  |
| --- |
| 措　置　の　内　容 |
| ○負担金支出の精算に至る過程の明確化について  監査結果を踏まえ、平成26年度以降については、府・市・民間の負担按分が明確になるよう、収支計算書の様式を定めた。  ○大阪府と推進事務局の担当者の明確化について  大阪府から実行委員会に対する負担金支出の担当者と、大阪・光の饗宴事務局の経費支出担当者が同じで場合があったことから、負担金支出の公正性が担保できているとは言えなかった。  監査結果を踏まえ、以下のとおり改善を行い、公金の公平性の担保に努める。  ・実行委員会に対する負担金支出の公正性を担保するため、大阪府の負担金支出の担当者と推進事務局の経費支出担当者を明確に分離した。  ・大阪・光の饗宴事務局の支出については、他のグループの担当者がその都度、支出審査事務を行う。 |

産業廃棄物の不適正処理事案への対応　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当課：環境農林水産部循環型社会推進室産業廃棄物指導課

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 監査の結果 |
| １　産業廃棄物に対する取組  　　大阪府では、産業廃棄物の許可業者が違反行為を行った場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づき事業停止や許可の取消しなどの行政処分を行い、産業廃棄物の適正処理の確保に努めている。建設業法に基づく解体業者等産業廃棄物の排出事業者が自ら処理を行う場合(法に基づく処理業の許可不要)は、適正な処理・処分等を行うように立入検査・指導（平成25年度746件実施）しているが、野積み、野外焼却及び不法投棄等の違法な処理が行われる事案（以下「不適正処理事案」という。）が後を絶たない。  ２　不適正処理事案の発生状況  　　過去３年間の不適正処理事案数（新規・継続の合計）は継続事案の減少により漸減傾向にあり、平成25年度は250件であった。その多くは野積みと呼ばれる産業廃棄物の保管基準違反である。    （注）・カッコ内の数値は違反状態ではなくなった解決済み件数。  ・平成26年度に引き継がれたのは、平成25年度末で解決していなかった250件から解決済み事案133件と枚方市に移管された3件、違反ではないが要経過観察事案の51件を除いた63件である。  【廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)】  （事業者の処理）  第12条  ２　事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（以下「産業廃棄物保管基準」という。）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。    ３　不適正処理事案に対する取組  大阪府では、専従のパトロールチームを組織し、不適正処理の早期発見・早期対応を講じることにより、不適正処理事案の抑制のために、初期対応に努めている。   1. 行政指導   初期対応に努めたにもかかわらず発生した野積み等の不適正処理事案については、まず立入検査等を行い改善を促す。改善が見られない場合は、廃棄物の搬出計画書を提出させ、計画の進行管理を行い、適正保管の実現を図っている。計画を確実に履行させるため、立入検査時の指導に加え、警告・勧告文書を発出するなど、まず行為者及び関係者（以下「行為者等」という。）に自主的に産業廃棄物を搬出させるよう指導している。   1. 行政処分   指導に従わず保管量が増加する場合は、必要に応じて法に基づく改善命令を発出することとしている。また、不適正に処理された廃棄物により生活環境保全上の支障が生じている場合やそのおそれがある場合は、必要に応じて支障の除去のため措置命令を発出することとしている。  【廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）】  (改善命令)  第19条の３　一般廃棄物又は産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行った者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。  (措置命令)  第19条の５　産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事は、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。 | １　不適正処理事案への取組の結果、平成26年７月末現在で違反状態の事案は51件となっている。このうち、10年以上も違反状態が継続している事案は22件である（適正保管に向けた指導によって、４月から７月の４か月間で３件が解決済み）。  22件はいずれも自社処理を行う解体業者等であるが、このうち９件は、現在も解体業等の事業を継続中である。これらの事案について大阪府は基本的に搬出計画書を提出させ、計画を確実に実行させるよう適正保管に向けた指導を行っている。  残り13件は、行為者が死亡や行方不明等となった事案で、大阪府は現在の土地所有者に廃棄物の適正管理を要請するしかない状態である。    ２　10年以上も違反状態が継続している22件のうち、過去行政処分を行ったものは６件、うち事業を継続中の９件については１件であり、この事業継続中の９件については、膠着状態にあり未だ違反状態が解消されていないことから、これまでの取組に加え、新たな取組の検討が必要である。  なお、過去５年間の行政処分は、上記22件以外の事案において、１件（措置命令）行ったのみで、本件については最終的に大阪府が行為者に代わり産業廃棄物の処分（行政代執行）を行っている。  【行政処分の指針について（平成25年３月29日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）〔抜粋〕】  一部の自治体においては、自社処理と称する無許可業者や一部の悪質な許可業者による不適正処理に対し、行政指導をいたずらに繰り返すにとどまっている事案や、不適正処理を行った許可業者について原状回復措置を講じたことを理由に引き続き営業を行うことを許容するという運用が依然として見受けられる。このように悪質な業者が営業を継続することを許し、断固たる姿勢により法的効果を伴う行政処分を講じなかったことが、一連の大規模不法投棄事案を発生させ、廃棄物処理及び廃棄物行政に対する国民の不信を招いた大きな原因ともなっていることから、都道府県におかれては、違反行為が継続し、生活環境の保全上の支障を生ずる事態を招くことを未然に防止し、廃棄物の適正処理を確保するとともに、廃棄物処理に対する国民の不信感を払拭するため、以下の指針を踏まえ、積極的かつ厳正に行政処分を実施されたい。 | 【改善を求めるもの（意見）】  環境省の通知では、指導に服さない不適正処理事案において厳しい対応を求めている。  10年以上も違反状態にある長期未解決事案が相当数残存していることから、今後、解決に向けてこれまでの取組を見直し、積極的かつ厳正に行政処分を実施するなど、不適正処理事案の減少を図られたい。 |

|  |
| --- |
| 措　置　の　内　容 |
| 従来の指導を見直し、不適正処理の行為者だけではなく関係者（排出者）に対しても指導を強化することによって、事業を継続している10年超の９案件のうち２案件が、廃棄物が全撤去されるなどにより解決に至った。その他の10年超の案件についても、順次、関係者特定や指導強化のための調査を進めており、解決を図っていく。 |

稼働休止中の浄水機場における今後のあり方の検討　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：北部農と緑の総合事務所

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 監査の結果 |
| １　浄水機場の設置経緯  三箇牧浄水機場、玉島浄水機場（以下「２浄水機場」という。）は、淀川右岸の高槻市、茨木市、摂津市にまたがるＡ土地改良区管内の三ヶ牧地区において、農業用水源である淀川の水質悪化及び同地区内の下水混流に伴う農業用水の浄化を行う施設として、地元農家からの要望に基づき、昭和54～平成２年にかけて府営土地改良事業の一環である水質障害対策事業「三ヶ牧地区」（国庫補助事業）として、Ａ土地改良区の所有地に設置された。    ２　施設の管理  土地改良事業は、食糧生産場所を確保するなどの公益的性格と農家所有の土地の生産力を高めるという私益的な性格を併せ持つため、受益者である地元の申請に基づくこと、事業費に受益者負担があること、管理を地元で行うこと、といった特徴がある。また、事業規模や性格に応じ、国、大阪府、市町村、土地改良区等が役割分担し、事業主体となっている。  事業の性格から、大阪府が設置した施設については、受益者への譲渡を基本とするが、大阪府土地改良財産処分要綱（以下「要綱」という。）の譲渡基準に該当しない施設は、管理委託契約を地元土地改良区等と締結して、竣工後も大阪府が所有している。  本件２浄水機場は、要綱における譲渡基準に該当しないため、大阪府が所有しており、委託契約に基づき大規模改修等を除く日々の管理を任せている。２浄水機場の運転の要否はＡ土地改良区が判断し、維持管理や点検費用を負担している。  なお、土地所有者であるＡ土地改良区と施設所有者である大阪府の間で土地の賃貸借に係る契約は取り交わされていない。  ３　施設の休止  Ａ土地改良区では、下水道整備等の取組により、汚濁負荷量の削減が図られ、営農用水として支障がないまでに水質改善されたとして、２浄水機場ともに平成20年度から稼働は休止している。 | １　休止に至る経過の把握  ２浄水機場は、平成20年度Ａ土地改良区通常総代会において、近年の下水道整備等により水質が改善されたとして、稼働を休止した。  北部農と緑の総合事務所（以下「事務所」という。）は、委託契約書において日常的な管理の報告を求めておらず、水質改善への継続的な効果、年々の稼働状況の変化など、浄水機場が休止に至る過程を把握していなかった。  ２　再稼働の見込み  Ａ土地改良区は、休止後も今後の水質変化に備え、電気設備の保守点検業務を継続していることから、事務所は、将来使用の可能性が全くない状況には至っていないとし、再稼働の可能性があるとしているが、客観的・具体的な見込みは認められない。  ３　今後の方針  委託契約書に、契約解除は「大阪府において、財産の用途を廃止することを相当と認め、管理者に通知したとき」とされていることから、廃止は事務所が決定する事項である。事務所は、更なる長期の休止や廃止及び廃止した場合の費用負担については、地元と協議していく必要があるとしているが、休止期間が長期に及んでいるにもかかわらず、これまで今後の方針に係る協議を行っていない。  イ．揚、排水機場の機能回復の目的で、府が機場敷の一部を買収し、又は府有地以外の土地に機場の改修を行ったもの。  【廃止した場合の費用負担】  府営土地改良事業は、国庫補助により実施している。土地改良法における「廃止」は、農業用排水施設の廃止・統合等により、農業の生産性の向上や農業構造の改善に資するものが該当するが、２浄水機場の「単なる廃止（施設の廃止と新設を同時に行うのではなく、廃止のみを行うもの）」では「土地改良事業の施行に関する基本的な補助の要件」を満たすことが出来ないとされている。  当該施設は地元の強い要望により建設したものであるが、要綱で無償譲渡できるとした資産に該当しないため、地元に所有権を移転しておらず、委託契約書においても施設廃止時の費用負担について明記されていない。  府営土地改良事業は、施設の建設や大規模修繕等機能保全については所有権にかかわらず、国庫補助の要綱等に従って負担割合を決めているが、「単なる廃止」については国庫補助がないため、その費用負担については、土地改良区と協議する必要がある。 | 【改善を求めるもの（意見）】  長期の休止が続いている２浄水機場について、将来の施設撤去の費用負担を考慮しつつ、早急に関係者との協議を開始されたい。  【大阪府土地改良財産処分要綱】（抜粋）  第３条　この要綱において、土地改良財産の譲渡の基準を次の各号に定める。  １.一般基準  次に掲げる土地改良財産については、当該財産を土地改良施設の用に供している土地改良区に譲渡することができる。ただし、事業実施前に予定された管理者が市町村の場合は、当該市町村とする。  (2)用、排水路  ア．用、排水の目的で、府が水路敷の全部又は大部を買収し、普通河川（準用河川を含む。以下同じ。）又は基幹用排水路（河川法適用河川（準用河川を除く。）に接続する用、排水路もしくは用排兼用水路。以下同じ。）に接続する用、排水路又は用排兼用水路の新設、改修を行ったもの。  イ．用、排水改良の目的で、府が水路敷の一部を買収し、基幹用排水路の改修を行ったもの。  (3)揚、排水機場  ア．用水確保、雨水排除の目的で、府が機場敷の全部又は大部を買収し、普通河川、基幹用排水路又は用、排水路より取水し又はこれらに排水する揚、排水機場を新設し、もしくは取、排水量の増加を図るため増設を行ったもの。  イ．揚、排水機場の機能回復の目的で、府が機場敷の一部を買収し、又は府有地以外の土地に機場の改修を行ったもの。 |
| 措　置　の　内　容 | | |
| 施設管理者に対し、土地改良財産管理委託契約書に基づく浄水機場の管理状況の報告とともに、今後の施設利用の意向について報告を求めた。  その結果、近年の水質の状況を鑑み、浄水設備については利用の意向はないが、水路等の一部施設は、用水送水のため継続して利用の必要があるとの報告を受け、協議を開始した。  今後、送水機能の確保を含む施設のあり方について、費用負担も考慮しつつ検討していく。 | | |

土地改良事業の効果検証　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：北部農と緑の総合事務所

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 監査の結果 |
| 土地改良事業は、農業用用排水施設等が整備された優良な農地等を整備することにより、農業の生産性の向上、農業総生産の増大等を図ることを目的として、長年にわたり多額の公費を投じて実施されてきた事業である。  土地改良事業については、その全ての効用がその全ての費用を償うこととされ、これを満たしているか否かの判断を行うため、事業の投資効果を原則として次式により測定している。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ・投資効果 | ＝ | 妥当投資額(農業生産向上・生産基盤保全等の効果額を合算)  総事業費 |   Ａ土地改良区管内の三ヶ牧地区は、高槻市・茨木市・摂津市の３市にまたがる都市型近郊農業地帯である。  当地区において、土地改良事業の一つとして、農業用水の水質悪化からほ場を保護するという水質障害対策事業が、府営事業として、以下のとおり実施された。  １　事業の概要   |  |  | | --- | --- | | 区分 | 内容 | | 事業名 | 水質障害対策事業 | | 事業内容 | 浄水機場の設置・用排水系統の整理 | | 事業年度 | 昭和54年～平成２年度 | | 総事業費 | 2,798,824千円 | | 負担割合 | 工事費：国55～50%、府30～35%、地元15% | |  | 事務費：国 50%、府 25%、地元25% | | 投資効果 | 1.02 |   ２　施設の休止  当該事業の一環として、農業用水の浄化を行うに当たり、２浄水機場が設置されたが、営農用水のための水源の水質改善がなされたとして、現在当該施設は休止している。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 施設名 | 稼働開始日 | 最終稼働日 | 事業費（千円） | | 三箇牧浄水機場 | S58.7.18 | H19.9.23 | 1,115,200 | | 玉島浄水機場 | S61.9.14 | H19.9.23 | 533,675 | | 合計 | | | 1,648,875 |   ３　受益面積(土地改良事業の施行対象の農地)の減少    （注）昭和63年度の計画変更は都市化による受益面積の減少を反映したもの。  ４　Ａ土地改良区管内におけるその他の主な土地改良事業  当事務所管内におけるＡ土地改良区においては、上記、水質障害対策事業以外にも、土地改良事業を実施しており、近年の主な内容は以下のとおりである。  以下の事業のほかに都市化の進展に伴い、府民の安全を守るための防護柵の設置など、毎年度複数の小規模な投資が行われている。 | １　受益面積の減少と投資効果の算定  水質障害対策事業の受益面積は計画当初361haとされていたが、事業実施中に341haへ計画変更され、事業完了後も都市化の進展に伴って減少が続き、平成25年度末では、約４割減の225haに減少している。このような受益面積の減少は、投資効果の算定に影響を及ぼすが、事業完了後も当初想定された投資効果が実現されているか否かについての検証は行われなかった。  土地改良事業は「すべての効用がそのすべての費用を償うこと」とされ、計画段階においては投資効果を計算しているが、ＰＤＣＡ（計画・実行・評価・改善）サイクル運用の観点から、計画を適切に策定するのみでなく、当該計画が適切であったかどうかを実績の把握により検証することが必要である。  当該事業においては、多額の公費を投入するに当たり実施すべき効果検証として、事業実施前の確認はなされているが、当時は事業完了後の評価についての規定がなく、事業完了時に浄水機能を確認したのみにとどまり、投資効果の事後検証は行っていない。    ２　同一受益地内の土地改良事業  水質障害対策事業に係る投資効果は、1.02と費用と効果がほぼ同等という状況であったが、当該事業については既に資料が保存されておらず、算定根拠は不明である。  Ａ土地改良区管内では、当該事業完了後も複数の土地改良事業が実施され、多額の公費が投入されている。これらの土地改良事業は、計画段階及び事業実施後の検証において、一体的に効果を考える必要がある場合は、投資効果を合算して検討するほうが、適切な事業実施となる可能性もあった。 | 【改善を求めるもの（意見）】  多額の公費を投入する事業については、受益者だけでなく、広く府民の理解を得られるよう、投資効果には十分留意する必要がある。  Ａ土地改良区管内は、複数の土地改良事業が実施され、多額の公費が投入されていることから、合算して土地改良事業の費用対効果を算定・評価する必要性を検討すること、及び、投資効果算定の基礎となるデータを記録して、計画と実績の差異を検証し、結果を明らかにすることによって、今後の事業実施に活かされたい。 |

|  |
| --- |
| 措　置　の　内　容 |
| 土地改良事業の費用対効果の算定・評価については、当該事業実施時点において、該当事業の費用と効果のみを比較する手法であった。その後、土地改良事業の費用対効果分析に関する国の基本指針が改正され、平成24年度以降は、当該事業の費用のほか、関連事業の事業費や関連施設で過去に実施した事業も考慮した総費用と、それから生じる総便益を比較することとしている。  また、計画と実績の差異の検証については、現在、大阪府建設事業評価実施要綱に基づき、総事業費10億円以上の事業について、完了後５年以内に効果等の検証を行い、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、その結果を同種事業の計画、調査等へ反映することとなっている。  今後、これらの制度に基づき、効果を検証し結果を公表する等、効率的な事業を実施していく。 |

契約手続及び履行確認の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象部局室課名 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 福祉部  高齢介護室介護支援課 | 「介護支援専門員登録通知書及び介護支援専門員証の作成業務」の単価契約について、随意契約を行ったが、当該単価に当初見込数量を乗じた契約見込総額（予定価格）が1,254,874円と100万円を超えているにもかかわらず、一般競争入札が行われていないものがあった。 | 【是正を求めるもの】  大阪府財務規則第61条の２（随意契約の限度額）の規定に違反している。起案者のみならず、決裁関与者を含めて、契約事務関連のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府財務規則】  （随意契約の限度額）  第61条の２　令第167条の２第１項第１号の規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。  (1)　工事又は製造の請負　250万円  (2)　財産の買入れ　160万円  (3)　物件の借入れ　80万円  (4)　財産の売払い　50万円  (5)　物件の貸付け　30万円  (6)　前各号に掲げるもの以外のもの　100万円 | 単価契約であっても、随意契約の要件に該当するか否かを確認することとした。また、契約事務関連のルールについては、グループから会計事務研修に１名以上参加し、研修内容について伝達するなど、適正な事務処理を行うことができるよう努めている。  なお、平成26年度の当該契約は契約見込総額が100万円を下回っており、１号随契（少額随契）の要件に該当するため、随意契約を行った。 |